改正後

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～十六　略］

十七　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項及び第五項第二号の三、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

十八　［略］

（業務報告の監事監査報告の通知期限）

第二十七条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十九条　監事（特定金庫（法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　略］

2　［略］

改正前

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第三条　［同上］

［一～十六　同上］

十七　法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第七十条第五項第八号、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項

十八　［同上］

（業務報告の監事監査報告の通知期限）

第二十七条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（計算関係書類の監事監査報告の内容）

第二十九条　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

［三～五　同上］

2　［同上］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第三十条　［略］

［2～4　略］

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

一　［略］

二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（特定金庫における計算関係書類の監査）

第三十一条　［略］

2　会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　［略］

二　計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　［略］

［三～五　略］

［3・4　略］

（計算関係書類の監事監査報告の通知期限等）

第三十条　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　前号に掲げる場合以外の場合　すべての監事

（特定金庫における計算関係書類の監査）

第三十一条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ　無限定適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ　［同上］

［三～五　同上］

［3・4　同上］